

International Monetary Policy and the Agreements of IMF -The "Keynesian Revolution" in Economic Policy : Histrical Survey (X) -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24085

国際通貨政策とIMF協定

— 経済政策論における「ケインズ革命」：史的展開(X) —

玉井龍象

I. ブレトン・ウッズと国際通貨政策

1. 戦後国際経済秩序に果たしたケインズの役割

『ケインズ全集』第25巻(15)、第26巻(16)および第27巻(17)は、いずれも「戦後世界の形成」という副題が付けられている。ケインズがブレトン・ウッズ体制の設立に重要な役割を演じたことは、同時代の多くの人びとが認めるところである。ケインズが構想した国際通貨同盟案が、アメリカ側との交渉過程で多くの修正と妥協を余儀なくされたことも周知の通りである。

戦後国際秩序の形成においてケインズが果たした役割は、複雑であり、幾多の論争を誘発し、また特にいくつかの誤解を生んだことは否定できない。それにも拘らず、彼が戦後世界経済特に国際金融制度の形成に重要な役割を演じたというとき、それは具体的にどのような構想と結びついているのか。

1940年初めから1944年にかけてのケインズ案成立の経緯と彼の主要な関心事については、第25巻を通じて、われわれは知ることががきる^(註1)。また、1944年7月1～22日のブレトン・ウッズ会議(「連合諸国通貨及び金融会議」)への準備作業、会議の実体そして会議後にも取り残された条文の解釈問題をめぐり、国際通貨基金と国際復興開発銀行(世界銀行)の創立を公的に認めた1946年3月8～19日のサヴァナ会議におけるケインズの論文、書信および関係者の文書などについては、第26巻で詳しく取り上げられている。この中でも、1944年7月22日付ケインズからイギリス財務省のホブキンズ宛の書信は、サヴァナ会議の閉会記念祝典におけるケインズに対する熱烈な歓待ぶり、彼の巧みな演説を収録しており、見方によれば、「これはケインズの生涯にお

ける最大の勝利の一つ」であり、「命令されたところに良心的に従い、疲労と病弱に抗して闘いながら、完全にこの会議を支配した」会場の雰囲気を読者に伝わってくる⁽¹²⁾。(16, p. 112, 訳140ページ, 英国代表の一人としてこの宴会に出席したロビンズの記事から)

しかし、この2巻は、ブレトン・ウッズ協定の結果創設された機構の内容をめぐる交渉過程について、完成され、または整序された見解を理解するためには、完全な資料とはみなされないことに注意すべきである。(23, p. 542) たとえば、スターリング残高への金融上の支援手段として、ホワイトが提案した安定化基金案に対して、ケインズは初めは熱狂的に歓迎したにもかかわらず (15, pp. 164-4, 訳176-8ページ)、結局はこの提案が具体化しなかった理由を知ろうとしても、その答はこれらの巻からは発見することができないのである。これらの問題については体系的な解説書ないしは研究書がその後公刊されているので、われわれは、それらをも参考にしなければならない⁽¹³⁾。しかし、これらの伝統的な資料から読み取り、または感得できない強い印象なり新たな発見を第25巻と第26巻から受けることができるのは否定できない。たとえば、ケインズが情報相ハロルド・ニコルソンの要請により執筆した戦後経済に関する最初の論文「スターリング地域とは何を意味するか」(1940年11月) (Ibid., p.p. 3-7, 訳4-9ページ) では、1930年代の双務主義的決済制度のもとで、ドイツのライヒスタークによるスターリング地域への浸透と当時スペインへのドイツの影響力に抗議しようとしていたイギリスの経済政策上の問題として、イギリス・スペイン清算協定を取り上げ、双務的決済制度に代わる多角的決済制度を、ケインズがすでに構想していたことを知ることができる。ケインズが国際通貨改革の問題に関心をもったのは、いうまでもなく、第二次世界大戦がはじめての機会ではない。そのことは『貨幣改革論』(1923年) (9, p.p. 141-60, 訳145-6ページ) 『貨幣論』(1930年) (10, 第21章, 及び11, 第7編), 「通貨問題に関する覚書」(『ケインズ全集』第21巻 (14) および『繁栄への道』(1933年) (13, p.p. 355-6, 訳429-42ページ) における諸提案を見れば容易に知ることができる。

しかし、1940年の上記の論文における多角決済主義への彼の志向は、直接的には、1930年代の経験あるいは双務主義として現われざるを得なかった無

秩序の現実への彼の深い憂慮から発生したものであることはいうまでもない。この時期にケインズが心に描いていた選択肢は、双務的貿易協定および厳しい貿易・為替統制を実施するか、それともデヴァリュエーションと貿易差別による戦間期のような通貨ブロック体制への復帰か、この2つであった。しかし後に、彼は前者をきっぱりと拒否した。（たとえば、共同声明と貿易計画ならびに双務主義との関係について説明することを求めたトーマス・バーローからの『タイムズ』紙への投稿（1944年5月18日）へのケインズの返答を参照）（『タイムズ』紙編集長宛、同（15, p.p. 8-9, 訳11-13ページ）

さらに、彼の生前最後の論文「米国の国際収支」（1946年）では、貿易計画、輸入関税、輸出補助金などによる国内経済安定化政策には反対している。（17, pp. 427-46）一方、第二の選択肢については、周知の通り、彼は高失業率を引き起こす戦間期の国際経済システムを一貫して非難しており、そうしたシステムへの復帰はスターリング・ブロックおよびこのブロック内でのシェティの立場を弱めることであり、まったく問題にならなかった。要するに彼が理想とするシステムは、「完全雇用政策と結合した新しい思考と新しい技法に適合した国際的枠組み」であった。（16, p. 19, 訳24-5ページ；19, p. 245）

このような背景の下で、ケインズの多角主義への強い志向は、いくつかの迂回曲折を経ながらも、やがて彼の清算同盟案として結実していくのである。すなわち、すべての国際的支払いが中央銀行を通じて還流するシステム、いいかえれば国際間の双務的不均衡が各中央銀行の残高変化によって多角的に決済されることができるシステムが清算同盟にほかならない。そして、このシステムによって排除された代替的システムが、戦後世界に現実になれわれがおかれたシステムにほかならない。すなわち、それは、国際支払いが競争的為替市場で相互に直接、処理する商業銀行によって影響されるシステムであり、中央銀行の役割は、固定レートに基づいた為替レートの防衛、または変動レートに基づいたそれに対する影響のために行われる介入という限定されたものになった。しかし、清算同盟案の成立過程では、中央銀行による集中的決済機能については、必ずしも明確な形で議論が詰められたかどうかあいまいである^(註4)。この為替取引の公的独占の問題は、のちに白書の文言からも両義的な解釈を生むことになった。その理由の一端は、第25巻における清

算同盟案をめぐる専門家間の意見の交換からも知ることができるが、このような混乱は、アメリカ側の議論にもあり、その結果は、ブレントン・ウッズ協定成立後も長い間つづいたケインズ対ロバートソンのIMF条項第8条第2項をめぐる論争を生むこととなった。この論争については後述するが、ケインズは、第8条第2項が、加盟国は経常的支払いを行なう民間取引に対する外国為替の利用可能性（アヴェィラヴィリティ）を保証すべき義務はない、と解釈したのに対して、ロバートソンは、その義務があると理解した。ロバートソンは、当時、この条文起草の小委員会のイギリス代表であった^(註5)。

さらに、この2巻から受ける別の強い印象は、ケインズの見解が実に多くの点で「敗北」したということである。例えば、国際通貨基金（以下IMFと略記）はケインズ案の支柱ともいべきバンコール（Bancor）を含まず、超過引出権を含まず、貸方への利子費用を含んでいない。その後開かれた二十世紀委員会の席上、多数の討論参加者が指摘したように、アメリカは慢性的な国際収支黒字国から慢性的赤字国であると自ら認めるようになったときに、遅ればせながら、ケインズ案の中の若干を見直すことになったのである。

2. 「敗北者」ケインズ？

とはいえ、通貨の交換性問題そして決済機構の性格の問題にケインズが敗北したことは紛れもない事実である。彼はまた、新しい組織の本部をどこにおくかという問題と、その専務理事に誰を当てるかという問題についても、サヴァナで敗北した^(註6)。さらに、国際通商政策ならびに賠償を取り扱った第26巻の後半部分も、彼の敗北を物語っている。すなわち、輸入割当に対する彼の同意は認められず、代わって多角的通商協定を提唱したジェイムズ・ミード案が採用されたし、賠償について何らかの分別ある結果を達成しようとするケインズの構想は実現されなかった。（16, p. 400, 訳504ページ）

こうして、ケインズの「敗北感」は、サヴァナでの第1回IMF理事会からの帰国途上の船の中でクライマックスに達した。（8, p. 28；27, p. 20）それにもかかわらず、公表されたケインズの諸著述の中には、こうした不満の持続を示唆するものは見当たらないのである。第25, 26巻においても、ケインズは、自分の諸提案が採用されない場合にも、何とか合意を達成するよう、

少なくともセカンド・ベストに到達すべく、たえず協力的態度を保ち、品位ある譲歩と妥協に向けて力を盡したことを語っている。彼の精神的柔軟さをもっとも如実に示しているのは、マークス・フレミングとの論争であろう（16, pp. 287-304, 訳367-88ページ）。その中でケインズのフレミング宛の書信は、混合経済の明確な擁護を提示している。その反面、彼は性急な妥協に対しては強く抵抗したことはもちろんである。同時に彼は、1943年4月27日という比較的早い時点ですでに、ハロッド宛書信で「結局はアメリカのお仕着せをいただくことになるのがおちであると心底から予想しています」（15, p. 268, 訳295ページ）と述べているように、アメリカ側の諸提案が最終合意を支配するだろうと彼は予想していた。また、1944年には早くもアメリカ連邦議会における批准の否決をあらかじめ回避するために、イギリス側の主要提案である国際的交換手段「バンコール」案を断念した。（Ibid., pp. 405-6, 訳458-9ページ）1943年3月までに彼は、ホワイト案におけるある程度の外国為替自由市場案に同意していた。（Ibid., pp. 220-25, 訳235-41ページ）だが、その1年後の5月23日に彼は、上院における討議で完全雇用のための国内政策とそのための国際的な枠組みについて述べている。（16, p. 19, 訳24-5ページ）ケインズにとって完全雇用のための国際的枠組みとは、投資の社会的費用と私的費用との差異が無視できるほどに縮小することを意味した。

以上のように見てくると、最終協定に至る過程でケインズのイニシアチブと彼自身の提案に基いて決定した独立した実体的条文なり制度を見出すのは困難である。にもかかわらず、彼が戦後国際通貨制度の設立ないしは広く戦後世界の形成に重大な形で寄与したといえる根拠は何であろうか。この設問については、われわれはすでに部分的にはあるが考察した。（27）したがって、本稿ではその再論または拡充という意味から、以下、1920年代以降の彼の主要著作に遡ることにより、あらためて考察してみたい。それはともあれ、第25巻および第26巻の2巻だけによっても、われわれは、彼が字義通りの意味での「敗北者」とは必ずしも断言できないことがわかる。

すなわち、ケインズ案なしに、果して「白書」は存在しえたであろうか。また、たとえ存在しえたとして、ケインズの存在と激励なしに、果して、白書は、イギリス大蔵省とイングランド銀行における新しいものに対する慣習

的な敵意に耐え抜いたであろうか。

(注1) 例えば、スターリング地域、戦後の通貨政策、国際通貨同盟の提案(1941年11月～12月)に始まり、国際清算同盟案の原案(1942年1月)の作成など清算同盟の起源、内閣合意を経て43年4月7日公開の白書の成立過程、さらに、白書から1944年4月22日に発表された「国際通貨基金の設立に関する専門家の共同声明[勅令第6519号]」に至るあいだに議論の中心となったアメリカ側提案による安定基金案をめぐるケインズの見解および関係者との往復書翰が収録されている。

(注2) ケインズは、1946年4月蔵相ドールトンへの報告書の末尾で、この会議のはじめの数日間の「陰悪な雰囲気」が会議が終わりに近づくにつれ、「やわらいできた」と述べたあと、ハリー・ホワイトが頭髪にぶどうの葉をつけて、ラテン・アメリカからやってきた「パッカスの従者たち」を食堂に迎え入れつつ、「オンワード・クリスチャン・ソールジャーズ」を大声をはりあげて歌っていた光景を描写している。また、別のある出席者は「最後の場面は、昨晚ケインズ卿が食堂を去るときであった。そのとき参加者全員が立ち上がり、"For he's a jolly good fellow"を歌った。その時一回だけ、会議は完全な満場一致を見たのである」と記している。(16, p. 232, f (51), 訳293ページ)

(注3) たとえばリチャード・ガードナー(3) J.K. ホースフィード(7), ハロッド(6), ファン・ドールメル(22)など。このうちガードナーの著書は、「まったく一面的で非科学的な神話的な作り話である」とトーマス・バーローによって批判されている。(1, p. 87)

(注4) ハロッドの提案は中央銀行を通じての取引の強制を除去し、国際貨幣を除去し、あらゆる経路を通ずる金の取得を許可し、資本取引の管理と外国資産の凍結の要求を除去するものであった。(15, p. 68, 訳73ページ) 一方、ロバートソンは、同盟の加盟国が為替取引の独占を前提とするのは正しくない、と述べているが(Ibid., p. 228, 訳246ページ)、ケインズは、「同盟は、加盟国が為替取引を公式に独占的に営むことを前提としている」と明言している(Ibid., p. 221, 訳236ページ)。

(注5) 長期にわたる議論の端緒となったのは1944年7月31日付でロバートソンがオタワにいたケインズに宛てた覚書である。(16, p. 114-7, 訳142-46ページ)

(注6) IMFの機構が大規模で終身的な官僚によって運営され、彼等が高給を支払うという提案にケインズは反対した。また、ニューヨークでなくワシントンに本部をおくという提案に対して、それがアメリカの国内政策または国家主義の圧力を受ける怖れがあること、しかもその決定が、財務長官ヴィンソンのいわば独断でなされたことに、彼は反対した。さらに、IMF専務理事にアメリカ財務省の新しい長官に就任間もないフレッド・ヴィンソンを当てることに同意しなかった。彼はむしろホワイトが任命されるのを期待していた。(Ibid., p. 217, 訳276-7ページ、1946年3月13日付ケインズからR.F. カーン宛手紙) つまり彼は、この機関が「膨大なアメリカのスタッフによって運営され、我々他の者を圏外におく」ことを危惧したからである。(Ibid.)

だが彼は、ブレトン・ウッズ最終協定に関するサヴァナ会議の結果が、彼の当初の目標すなわち、「基金が全世界の中央銀行や大蔵省の国際的な機構となり中心となるための

良い機会を与えるような組織の典型を確保すること」（Ibid., p. 220, 訳280ページ）、そして基金がイギリス側が希望したような「超中央銀行といった中核」には、少なくとも「はじめの数期間はまずなりえない」ことを知ったにもかかわらず、この最終協定が通貨金融問題の協議と協力のための真に国際的な機構としての存在意義をもって最良の代替物として、アメリカ側との交渉の末に合意に達した行動計画の内容を擁護したのである。1946年3月27日付で決定したこの最終協定に関する会議報告は、同年4月早々帰国直後、彼は大蔵大臣 H. ドールトンに報告した。（8, pp. 26-9）

II. 国内経済政策と国際通貨制度

1. 国際通貨同盟案（1941年12月）

先に言及したように、ケインズの主要な政策問題の一つは、彼の生涯を一貫して、国際通貨協定を基礎づけるためのルールの展開であった。彼の数多くの政策上の関心事の中でも、これ以上に彼を引きつけたものはなかった。それは彼の膨大な著作や彼の晩年に発表された戦後経済構想に関する覚書や諸提案を通じて明らかである。（19, p. 242）それでは、このことと、景気循環、「非自発的」失業に対するケインズの処方箋または理論とは、どのようにして整合的にとらえられるのだろうか。この間へのケインズ自身のもっとも明快な解答の一つは、彼の清算同盟に代わって、商品本位制度を提唱したハイエク論文へのケインズの返事の中に見ることができる。（16, pp. 32-3, 訳41-2ページ所収『エコノミック・ジャーナル』誌1943年6-9月号「国際価格安定の目標」と題する「商品準備通貨」論への見解）

第一の答は、「適正」通貨量は価格安定の必要条件であるが十分条件ではない」という彼の見解である（16, p. 31, 訳40ページ）。彼の『貨幣論』で示された価格安定のための十分条件は「貨幣賃金およびその他のコストに対する効率性との関係」であり、この関係を安定化することによってのみ、価格を安定化することが可能である、ということであった。第二は、金本位制度または商品本位制度は、失業を創出することによってのみ、安定的なコストを維持できる、という見解である。これにつづけてケインズは以下のように述べている。

「国際通貨計画の本来の目的は、債権国への金の流出の結果生じる国際通

貨の慢性的不足から起こる諸悪を防止するだけではなく、各国がその国内の効率性コストの安定維持に失敗し、自由に援用できる秩序立った調整手段もなく、自国の賃金政策について、各自が勝手に足並みを乱して行動することから起こる諸悪をも防止することでなければならない。そして、もしも秩序ある調整が許されるということであるならば、それは金本位制の下においてはありえないことであるが、国々にはそのつもりになれば、相異なった賃金政策を、したがって相異なった価格政策をとることがこの計画のもとで認められるということの別の表現にほかならないのである。

かくて、国際通貨計画のより一層困難な課題は、……加盟国間で国内の賃金および信用政策について足並みが乱れた場合、それをいかに処理するかということである。これに対処するためには、……足並みを乱している国々に対しては、まず手始めに、その政策につき再考を促しうる取り決めを行なうことが考えられる。したがって、必要とあれば……為替レートを変更して当該国内政策を平均的歩調に合わせるようにしなければならない。もし計画の当初に設定された為替レートが正当なものであればこの措置は為替レートの変更が適切な救済策となるような、重大な不均衡の生じた場合に限られるであろう。……

国際通貨計画の目標をこのように限定する根本的な理由は、価格水準の安定を外部から押しつけることが不可能であること、またはともかく望ましくないことにある。金本位制の誤りは国々への賃金政策を外からの命令に従わせようとするところにある。国内価格の安定（ないしは不安定）は、国内政策と政治の問題であると考えてのがより賢明である。商品本位制はこれを外部から押し付けようとするものであって、厳格な金本位制とまったく同様に必ず崩壊するであろう。」(ibid.)

このケインズの返答は、彼が1920年代および1930年代に展開した立場に関連している。『貨幣改革論』では、国内価格の安定こそが通貨協定の望ましい目標であるというのが彼の基本的立場であった。(9, pp. 34-5, 93, 113, 126, 129-30, 135-7, 141)ところが、『貨幣論』では、もし各国が、ケインズによって回避できると考えられる程度の失業水準および産出高変動に対処するつもりがないならば、国内的安定は、金または商品に基づいた固定為

替レート制の下では実現できない、という立場である。(10, pp. 149-51, 264, 224-7, 300, 323-6; 11, pp. 274-6, 166-7, 281, 285, 290-1, 353-4および19, pp. 211-20, 243)

このように、『貨幣論』では、彼は、国際的に取引される財に基いた計表的価値基準 (tabular standard) および国内価格水準の選択的安定性を支持していたのである。だが、前述のように、この立場は、ケインズの戦後計画においては放棄された。また、『一般理論』では、周知のように、価格水準を貨幣賃金水準と直接結びつけて論じ、国際的安定よりも国内的安定に一層重要性をあたえていた。彼の見解によれば、短期的安定性は、外国の賃金に比べ国内賃金が増加すれば、平価切下げが必要であった。現実には賃金抑制には多くの困難を伴う。「もしも労働組合が、あらゆる困難の根底にあるものは国際通貨協定であると思ひ込むならば、このような努力は損なわれてしまって、絶望的になることを強く確信します。」(16, p. 36, 訳46ページ [1943年12月31日付 F.D. グレイム教授宛手紙] および Ibid., pp. 39-40, 訳50-51ページ [『エコノミック・ジャーナル』1944年12月号「ケインズ卿による覚書」])

さらにこの点に関連して注意すべきことは、彼がインフレ状態の人為的創出によって失業を減らそうとする政策を支持しなかったことである。彼はこう書いている。

「もしも貨幣賃金が効率性賃金よりも早く上昇するならば、このことは完全雇用の維持を一層困難にします。それは完全雇用の条件であるどころか、完全雇用政策が克服しなければならない主要な障害の一つであります。」(16, p. 37, 訳48ページ [前掲グレイム教授宛書信])

あらかじめ定められたルールか、無制限の自由裁量か、との間の選択について、ケインズは、本来、前者のルールを選び、国際通貨問題における介入主義的 (activist) な 'fine tuning' には反対していた。一方、短期的諸活動については、自由裁量の余地は多く残されている。利子率ないしは為替レートの安定を維持するためには、資本ストックの変化が必要になる。しかし、中長期的観点からは国内政策は国際的ルールによって制限される。1941年12月15日、ケインズは「国際通貨同盟の提案」の中で次のように述べている。

「ただ一つ重要な点において、国際銀行は封鎖体系内にある一国の銀行に

類似したモデルとは異なって見なければならない。すなわち、より多くの業務は事前に合意された規則や一般原則によって決裁され、より少ない業務だけが日々の自由裁量によって処理されなければならない、ということである。」

(15, p. 73, 訳79ページ)

2. 国際通貨管理の長期的ルール

国際通貨管理のためのルールとは、ケインズによれば価格と為替レートの変動性と不安定性の緩和を目的とした諸原則を具体化したものである。この諸原則の重要なものを骨子とした点がケインズの国際清算同盟の特徴である。すなわち、(1)一時的に国際収支赤字になった国は、価格および為替レートを安定させるために、産出高および雇用を減らす必要はない。その代わりにこれらの国は、事前に決められたルールに従って、借入れを行なうことが認められる。(2)為替レートの調整が必要とされる場合には、その調整負担は、秩序正しい調整のためのルールに従って、債権国と債務国とのあいだで分担される。(3)システムは多角的である。加盟国は貿易の型が一つの通貨ブロック内で、また別のブロックにおいて借方に記入されるので、平価切下げまたは他の調整の必要はない。(4)為替レートは、明確なルールのもとで調整可能である。

彼はこうした提案により、中央銀行の金・外国為替保有高が節約され、国内および世界経済の安定が強化されることを期待した。いうまでもなく、安定性の増大は遊休貨幣残高に対する一般公衆の需要を減少させるであろう。富が金および外国為替そして通貨から、実物資本へと移動するにつれて、実質利子率は低下し、投資は増加するであろう。時間を通じて、やがて資本ストックおよび一人当たり所得も増加するであろう。

このように、彼は、産出高および雇用の変動によって、価格の安定を達成することを欲しなかったのである。

彼は、国内政策のために提案された国際的ルールが3つの利点をもつことを主張した。すなわち、(1)スターリングの対外価値は、われわれ自身の国内政策によって定まるスターリングの対内価値に順応させる。(2)利子率は国際資本移動の懸念なしにリセッション期には引き下げることができる。(3)もは

や失業の増大を容認することにより、信用引き締めや公定歩合操作の手段に訴える必要はない。(16, p. 16, 訳21ページ)

1920年代初めには、ケインズは、いかなる国際システムのもとでも、国内そして国際的安定が自由を犠牲にすることなしに実現可能であると確信していた。(たとえば『貨幣改革論』) もしも国家が国内価格安定を達成するために、貨幣政策を行って調整可能な為替レートを採用するならば、相対価格水準はより一層安定するであろう。価格水準の安定は為替レートの安定を一層つよめ、内外経済の安定が維持されるだろう。これが当時の彼の基本的見解であった。

しかし、『貨幣論』ではこの立場から離れた。なぜなら、彼は、一方で貨幣管理の必要性を確信するに至ったが、同時にそれが安定的価格水準維持のための十分条件ではないと考えたからである。賃金の緩慢な調整にともなって貨幣量が増加し、それはやがて雇用と産出高に影響を与えると彼は考えた。いいかえれば、自由放任(レッセフェール)と金本位制は、彼が必要と考えた程度以上に、雇用と価格の一層大幅な変動を国民経済に要求した。そこで彼の関心は、一層強力な管理というよりはむしろ、自由の制限へと移っていった。つまり、彼は初めは外国借款の制限、のちには関税制限について考慮するようになった。こうして、『貨幣改革論』では彼は為替レートの安定性についてはほとんど強調しないで国内価格安定性を主として強調した。為替レートは、主要先進諸国の調和的な国内諸政策によって、安定性が保たれるはずであった。当時、イギリス、アメリカのような基軸国の国内価格安定は、これらの国の通貨に対する為替レートの変動を縮小し、第3国の貨幣基準を規定した^(註1)。しかし、1930年代における平価切下げ競争を目のあたりにして、彼が為替レートの安定性に疑問を強めたものと推測することができる^(註2)。

要するに、特に『貨幣論』においては、ケインズは、価格変動を緩和する政策手段として、通貨制度の変更を提案したが、『一般理論』では、周知の通り不確実性を縮小し、資本ストックおよび産出高水準を増加するために投資の流れをいっそう円滑にすること、そのために国家が投資管理者として行動することを提唱している。それはやがて、戦後計画に関して、彼の見解は、外国投資への管理そして為替管理へとさらに拡大していったのである。

為替管理に関するケインズ提案の特徴の一つは、戦後、郵便検閲制度を利用する必要がないと彼が繰り返し提案していることである。(例えば, 15, p. 130, 訳138ページ, p. 325, 訳363-4ページ) 一方, 包括的ライセンスは, 経常貿易のために発行されてよいが, 利子および年賦償却のための送金に対しては制限を課すことを提案している (Ibid., p. 52, 訳57ページ, pp. 212-3, 訳227-8ページ, 16, p. 131, 訳164-5ページ) また, ケインズは戦間期の亡命者の実情については知っていたが, 次節で詳述する通り資本逃避については厳しく反対した。すなわち, 「将来, 政治的理由に基づく内国税の脱税のための, または資金所有者が亡命者になってしまうことを予想しながら〔安全に〕資金の逃避を許す余裕のある国はない。」(15, p. 53, 訳58ページ)

このように, 彼は, 1941年の「国際通貨同盟の提案」においては, 資本の流入および流出に対する中央管理が, 戦後制度の恒久的特徴でなければならないという見解に賛成しており, 「この制度が有効に実施されるためには, たとえ経常取引に関するすべての送金に対しては一般的な包括ライセンスが与えられるとしても, すべての取引に関する為替管理の機構は必要になる。」と述べている。(Ibid., p. 52, 訳57ページ)

(注1) 一方で具体的な政策問題については, ケインズは, 1920年代にも, たとえばランカシャーの生産者を保護するためにカルテルに賛成した。(19, p. 317)

(注2) これは推測であって彼の真意と確信とは異なる。(19, p. 248を参照)

Ⅲ. 「グローバル・ケインズ主義」の実質

1. 「国民的自己充足」論 — 『イェール・レヴィウ』論文 (1933年)

しばしばケインズ体系は「一国資本主義」体系だといわれる。たとえば, 最近のケインズ研究者の一人である A. メルツァーは, ケインズ経済学の4つの弱点の一つに『一般理論』における開放経済的側面の欠落を指摘している。

(19, p. 310) 周知のように『一般理論』で彼は, 「金利生活者の安楽住生」をもたらすために, 純粋利子率を一世代のあいだにゼロにまで低下させる方法として「投資の国家管理」あるいは「国家統制」を提唱した。ところが, その国家が自由貿易と資本移動の自由にもとづく国際経済システムに組み込

まれている場合には、国家金利の下落の結果、資本の国外への移転または逃避が起こる可能性がある。ケインズは、この矛盾を『一般理論』では明示的に理論化してはいないが、熟知しており、1930年代および40年代の彼の諸著作では、イギリス国内の完全雇用維持を目的に、国際経済環境を変えるための構想を提案している。

大恐慌の深刻化のなかで書かれ、広汎なテーマを扱った諸論文の中とくに、1933年に英米で同時に発表された『イエール・レビュー』所収論文「国民自己充足」(18)で、ケインズは、自由放任主義的な自由貿易資本主義に代わる効率的で人間主義的な経済制度の創造のための結合的かつ国際的なシステムについて分析している。この論文では、自由放任主義的資本主義こそがこの時期に先行する約20年間に現出した政治経済的カオスの根本原因であることが論じられている。そして、これに代わるプログラムとして彼は2つの側面を示している。すなわち、第一に、国家は国内経済を先導する大きな責務を持つという側面、第二に、国際経済関係を政治的にコントロールするという側面。また彼は資本逃避を阻止するために資本の国境をこえた自由な移動を排除することを主張する。この論文では、ケインズの筆法はかなり過激である。たとえば、「衰退しつつある国際的だが個人主義的な資本主義は…存立できないだろう。それは知的でも美しくもまた正しくもなく、道徳的でもない——それは善きもの（goods）を与えない。要するにわれわれは、それを嫌悪し、軽蔑しはじめている。だが、われわれは、いったいそれに代わって何がありうるのかを知らないなら、われわれは当惑してしまう。」(18, pp. 760-61, 14, p. 239) 不況と世界戦争の可能性という当時の二大脅威に直面し、それから脱却して繁栄と平和を追求するには、新たな代替的経済諸制度が必要であった。ケインズは、イギリスが、国内においては、計画的かつ管理的な経済システムを強化する一方で、国際的な経済諸資源の移動に対する管理システムを編成するために革新的な試行錯誤の方策を講じるよう提案している。こうした国際経済に対するコントロールを欠いては、国内経済政策も成功しないというのが彼の意見である。

この論文での強調点は、国際経済動向への国内経済政策の受動的対応は、もはや国際平和を保証しないという論点である。彼によれば、自由貿易はた

しかに20世紀の国際貿易を導く合理的制度である。20世紀は、実物資本の流れが金融資本の動きに伴い、国家間の工業化の発展に差異をひき起こした。しかし、「外国貿易の推進を目指す集中的な国家の努力、外国資本の資力と影響力の一国経済構造への浸透、そして変転つねなき外国の経済政策へのイギリス経済政策の従属、これらが国際平和の防衛装置であり保障だということは今日では明らかではない。経験と後知恵に照らしていえば、これと逆のことを主張するほうがたやすい。」(18, p. 757; 14, pp. 235-6)したがって、「1914年以前に比較して、より一層大規模な国民自己充足手段および国家間の経済孤立化が……むしろ平和の維持に寄与しうる……」「財をできるだけ簡素化し、とりわけ金融をナショナルにせよ。」(Ibid., p. 758, Ibid., p. 236)ケインズの見解によれば、国際的特化の度合に起因する経済効率の損失は、それが19世紀には常であった諸条件に比べれば、はるかに小さいであろうし、それは、今日ではむしろ国民自己充足の増大によって可能になる平和と繁栄の潜在力の強化により、はるかに重要になるだろう。」という。

このように、この論文の特徴は、国民自己充足をキー・ワードに展開されていることであるが、ケインズの狙いはけっしてアウタルキーではなく、国際経済分野のコントロールであり、その国内的経済目的への従属である。それは、大恐慌直後に一般的であった特殊な政治経済的諸条件を反映していることは繰り返すまでもない。やがて現実にも不況の慢性化に伴い保護主義が急速につよまった。多くの国ぐにが経済的孤立主義に向かって動きつつあった。さらに、ヨーロッパにおけるファシズムの台頭は、広汎な軍事国家の可能性を排除できない点にまで達した。こうした時代背景のもとで、国民自己充足は賢明な概念として映った。(2, p. 60)

完全雇用と経済的繁栄のために、投資・貯蓄水準、競争的諸用途間の投資配分、そして所得の全般的分配について、国家はそれらの基本的な意思決定に対し責任をもたねばならない、とケインズは考えた。公共事業、公的または準公共的企業、投資計画局、信用配分計画等々を通じての国家による投資過程のコントロール——これは便宜的に定義された貨幣・財政政策ではない——こそ、ケインズの国内経済政策提案の基礎であった。

『自由放任の終焉』の中でケインズはこう書いた。「私の考えでは、社会全

体として望ましい貯蓄規模や、その貯蓄のうち対外投資の形で海外に流出してゆく部分の規模、また現在の投資市場が国家的見地からもっとも生産的な〔投資〕経路に沿って貯蓄を配分するかどうかという点については、何らかの調整された理性的判断行為が要求される。このような問題が、現在のように、私的判断と私的利潤の成り行きに全面的にまかせられるべきだとは、私は思わない。」(13, p. 292, 訳349-50ページ) さらに『一般理論』最終章においては、彼は「投資のかなり広範な社会化が完全雇用に近い状態を確保する唯一の方法になるだろうと考える」(12, p. 164, 訳162ページ) と述べ、また別の個所(第12章末尾)で、「資本財の限界効率を長い眼でまた一般の社会的利益を基礎にして計算しうる地位にある国家が、投資を直接に組織するために今後ますます大きな責任を負うようになることを期待している」(Ibid., p. 378, 訳380ページ) と述べた。

しかし、これらの完全雇用確保を目的とする投資の国家統制を提唱する彼の発言は、戦時体制下の1940年代には一層大きな声になった。1943年5月27日付J.E. ミード宛の手紙で彼は「もしも大多数の投資が公的または準公共的統制下にあつて、われわれが長期安定的プログラムに参画するならば、深刻な景気変動ははるかに稀にしか起こらなくなるだろう」(17, p. 326) と述べた。また同じ年の6月10日付サー・ウィルフレッド・イーディー(蔵相)宛「雇用の維持」という覚書で、彼は「もしも総投資量の3分の2ないしは4分の3が公的または準公共的部門に投資されるならば、財政当局によって予想される資本支出額は重要な均衡化要因となろう……それは赤字財政とは何ら関係はない」(Ibid., p. 352) と述べている。

これらの引用文で示されている投資の社会化あるいは投資過程の国家統制が何を意味するのか、ケインズは正確な定義をしめていない。ただし、ある時期には、彼は「半自治的」「準公共的」「準社会化」という用語を用いて、テクノクラートにより管理される公的企業の果たす役割を強調している^(B1)。とはいえ、こうした投資の計画化組織についての彼の指摘または暗示は、新たなケインズの経済制度の具体的な青写真にはならない。

むしろケインズは、1933年の時点では、一つの実験過程として、集権的な形での協調主義的な経済に向かう動向について考えていたふしがある。すな

わち、「われわれがよろめきながら目指して歩んでいる新たな経済様式は、その性格において本質的には実験である。われわれは、われわれが願うあらかじめ正確に心の中に植えこまれた明確な思想を持っていない。われわれは動きながらそれを発見するであろう……」と述べた。(18, p. 768, 14, p. 246) しかしながら、ある一事については彼は完全に明確であった。すなわち、この実験は、イギリスが国際経済の中に完全に組み込まれたままであるあいだは成功しえない、ということである。彼は開放経済における危険の事例としてとくに資本逃避の問題について言及している点は注目される。「私が何にも増して心に描いている社会転換は、来るべき30年以内に消滅点に向けて利子率の低下を必要とするだろう。だが、正常的な金融的諸要因の作用の下にある世界において危険等を許容したのちに利子率の統一的水準を見出すような制度の下では、これはほとんど起こりそうにない。」(Ibid., p. 762, Ibid., p. 240) また、この論文の初めの部分で彼は、「もし“資本逃避”として知られる現象が除去されるならば、勧告できる国内政策は一層容易に実現が可能となるかもしれない。」と述べている。(Ibid., p. 757, Ibid., p. 236)

以上のように見てくると、国民自己充足のための彼の提案の目的は、特殊には資本逃避の脅威を取り除き、また経済の計画化のための国内的実験から国内部門で発生する障害を分離することにあるといえよう。

「未来の理想的な社会共和国に向け、われわれ自身にとって利益となる実験を行なうために、われわれはすべて、外の世界の経済的变化に起因する干渉を、できるだけ回避する必要がある。そして……よりいっそう大きな国民自己充足と経済孤立化に向かう圧倒的な動きは、それが過度の経済的コストなしに完成されるかぎり、われわれの仕事をやより容易にするであろう。」(Ibid., p. 763, p. 241) こうした観点からみれば、「国民自己充足の拡大政策は、それ自身が理念としてではなく、ほかの理念が安全で便利に推進されるような環境の創造をめざすためのものと見なされるべきである。」(Ibid., p. 762, Ibid., p. 240) 戦争と不況からの自由という理念の追求は、1930年代前半のケインズにとって、革新的な社会的転換過程の開始すなわち「より大きな国民自己充足に向けての転換、および計画的な国内経済」(Ibid., p. 767, Ibid., p. 245) と関係していた^(註2)。

（注1）『自由放任の終焉』の中で彼はこう述べている。「国家の枠内における半自治的組織体（semi-autonomous bodies）の成長と認知の中にこそ進歩が存在すると示唆したい。なお、その組織体自治の活動領域における行動規準は、もっぱら、その組織体が自ら公共善であると理解しているものだけに限られ、私的利益の諸動機はその組織体の熟慮すべき対象から排除されている。……さらにこの組織体は、自然の成り行きでその制限規定の範囲内では、大体において自律的にことを処するが、究極的には、議會を通じて表現される民主制の主権に従うものである。」（13, p. 289, 訳345-6ページ；29, 9-10ページ）しかし、第二次世界大戦の後半に彼は大蔵省の顧問として戦時投資計画の行政管理上の権限を与えられるようになると、上述の「半自治的」組織の必要性についての彼の気持は変化したように思われる。（2, p. 61）

（注2）この引用と同じ節でケインズは、過度に「性急な」社会的実験に伴う潜在的コストについて読者に警告している。彼は、政治革命ではなく経済的転換の過程を望んでいたことは明らかである。

2. 資本移動の統制を支持

前節で論じたケインズの1933年の国民自己充足論の考えは、やがて彼がブレトン・ウッズで国際経済システムの設立に直接関係するようになった1940年代には、果たしてどのような点で結びつき、あるいは、どのような点が変わったのであろうか。『ケインズ全集』の中の1940年代における彼の活動状態を収録した何巻かを見ると、それに先立つ10年前に彼が追求した国民自己充足のためのプログラムと同じ内容がこれらの歴史的記録によって確認することができる。歴史的環境変化とともに変化したのは、その実現のための手段であって、その理念ではない。

前述したように、戦後の国際経済秩序のイノベーションにおいてケインズが果たして役割は複雑で、必ずしも広くは理解されなかった。しかしながら、彼の国民自己充足論をめぐる論点と密接な関係をもついくつかの側面を指摘することは可能である。

前述したようにケインズが1940年代初めに提案し、かつ弁護した国際金融制度の主要目的が、加盟国の高成長と低失業の促進にあったことはうたがない。そしてケインズの国際清算同盟案は、1930年代における深刻な国際収支不均衡とデフレ圧力を発生させた論理をいわば逆転する試みであった。すなわち、清算同盟案は、収支赤字国よりもむしろ黒字国に対して中和的圧力を集中した。支払残高の余剰によって外国為替ポジションを蓄積した国に対

して、厳しい罰則が課せられるべきであった。なぜなら、これらの罰則は、黒字国の国内経済の成長を加速化するよう誘発して、黒字国の輸入と赤字国の輸出を刺激することに寄与し、そのうえ、赤字国への信用供与に資することになる。このように、国際収支不均衡の是正は、赤字国経済の収縮によってではなく、黒字国経済の拡大によってなされるべきである。その結果、イギリスは、貿易赤字の直接または間接的影響によって完全雇用政策を妨害されないことを発見するであろう。このことをケインズは1942年にこう述べている。「国際清算同盟案は世界貿易に対して縮小的圧力の代わりに、拡大的圧力を加えることを目的とする」(15, p. 112, 訳121ページ) また、「加盟国の借方残高が少なくとも1年以上にわたる平均で割当額の4分の3を超えた場合は、理事会は当該国に対して右残高ポジションの改善のための措置をとるよう要求できる」(Ibid., p. 119, 訳128ページ) が、「ただし高金利または類似の措置の強行により、失業を発生させる目的のデフレ政策は含まないとする。なぜならば、それは、十分なセーフ・ガードがない場合には、旧自動的金本位制の弊害を復活することに等しいからである」(Ibid., p. 143, 訳152ページ)

資本逃避に起因する諸問題を取り除こうとするケインズの決意は、1933年当時よりもむしろ強固でさえあった。まず彼は、中央銀行が資本移動を制限するために、国家による外国為替の供給独占を考えた^(注1)。

この見解にアメリカ側が賛成しないことがはっきりしたとき、彼は新しい国際貨幣秩序のもとでは、国家が必要とする資本管理を認めるべきであると主張した。このように彼は、1933年と同じく、10年後においても、国際的な資本の自由な流出入が、国内の完全雇用計画の達成を不可能にすることを強く訴えたのである^(注2)。(以上で引用した資本管理の必要性についての1940年代におけるケインズの所説は、このほかにも以下の個所を参照。すなわち、15, pp. 129-30, 訳138-9ページ, 212-13, 訳227-8ページ, 275-6, 訳303-5ページ; 16, pp. 16-7, 訳21-3ページ; 17, p. 429)

(注1)「資本の流入および流出に対する中央管理が、戦後体制の恒久的特徴でなければならないという見解を私も共有する。」(15, p. 52, 訳57ページ)

(注2) ハロッドは、ケインズと異なり資本管理への強硬な反対者であった。これに対

しケインズは、1942年4月19日付、ハロッド宛書信で自己の立場をきわめて率直に吐露している。（Ibid., p. 146-51, 訳156-62ページ）

「わたくしは、資本移動の統制は多分まったく不必要であり……〔必要だ〕という貴下の見解には強く反対です。……

……わたくしは次のことを信頼する理由は全くないと思います。すなわち状況が安定的であればあるほど、たとえば景気循環の部分的な調整や、為替相場の急激な変動の抑制は、一層危険な資本移動を除去することになるということです。これらは政治問題から起こるでしょう。たしかに、戦後の数年間に、富裕階級の地位や、私有財産の取扱いに関連してはげしい政治的論争が行なわれない国はないと想定されます。もしそうだとすれば、ある国における左翼主義の勢力は、当分の間は他の国より強大になると考えるようになり、不断に恐れを抱いている多数の人々がいることでしょう。

〔そのうえ〕貴下は、最も基本的な長期にわたる理論上の理由を見落としておられます。資本移動の自由は旧自由放任主義体制の本質的な部分であり、世界のどこにおいても利子率を均衡させることが正しく、かつ望ましいことを仮定しています。……わたくしの見解では、国内経済の全般的な運営は、世界の他の場所で適用されている利子率に関係なく適切な利子率を適用できる自由依存しています。資本統制は以上から当然引き出せる結論なのです。」

3. 完全雇用のための国際経済システム

一方、ケインズは、1940年代には、自由または無制限な国際貿易制度への復帰に一貫して反対した。むしろ彼は、国民政府および国際機関両者が貿易の範囲と規模の決定に大きな役割を果たしうる経済的秩序を期待した。1943年10月8日付P. シーリング宛書信でケインズは次のように述べている。

「ご存じのように私は、……19世紀的自由放任への復帰に対する懐疑者です。私は将来は次の事態とともに存在するものと信じます。——

- (1) 商品の国際貿易
- (2) 必需工業製品の国際カルテル、および
- (3) 重要な工業製品の数量的輸入制限。（6, pp. 567-68, 訳793ページ）^(註1)

注目すべきことは、完全雇用のための国内的構想のヴィジョンを、全体としての国際経済システムに拡張しようと彼が提案していることである。彼は、世界経済全般の経済成長率を管理することが可能であり、あるいは少なくとも影響を与えることができる有機的な国際的機関を設置することが可能だと

信じた。以下の引用は、彼の清算同盟案に関する1942年ヴィジョンの中の一節である。

「もし国際経済委員会が設立されるならば、同委員会と清算同盟とは密接に協力し、相互に大きい便益をおさめることが期待される。同様に、もし主要な原材料在庫管理のための商品管理の計画と共に、国際投資公社もしくは国際開発公社が設立されるならば、われわれはこれらの4つの機関の中に、制度全体に対して、または特定の部門に対して、縮小的また拡大的な影響力を発揮することにより、景気循環の弊害と戦うための有力な手段をもつことになるであろう。」(15, p. 133, 訳142ページ)

国際清算同盟案とアメリカ側の国際安定基金案とのあいだには、多くの重要な対立点があった。それらの中から特に4点を列挙すれば次の通りである^(註2)。すなわち、①創設資金枠 — ケインズ案は400億ドルを要求、アメリカ案はわずか50億ドル。②資力の弾力性 — ケインズ案では、信用供与は自動的に需要に応じて行われるとする。一方、アメリカ案では、利用可能な信用供与額は固定される。③加盟国の割当額へのアクセスに国際機関が条件を付けることができるか否かという問題 — ケインズ案は無条件アクセスまたは「受動性」を要求（彼は加盟国の自立性を重視し、同盟による加盟国の国内政策への干渉力の保持に反対した。特にアメリカが他国の活動を統制するための「条件的拘束」を利用することを懸念した。）一方、アメリカは、無制限的アクセスの原則を認めるのを拒否した。④数量的輸入統制の取扱い — ケインズは恒久的な計画化手段として輸入統制をつよく支持した。一方、アメリカ側は平時常態をもたらすと予想される過渡期を除く輸入制限措置に反対した。

前述のように、1944年に締結されたブレトン・ウッズ協定は、資本統制の使用については認めたが、周知の通り、清算同盟案の骨核に当たる部分のほとんどが、水で薄められ、排除されるか、あるいは逆にアメリカ側の安定基金案の中核部からとられ、ケインズ案とは対立する諸規定におきかえられた。たとえば、ケインズが提案し、またイギリス側が「絶対必要条件」と見なした銀行業務の自動的な信用の弾力性規定は、アメリカ側の安定基金案の固定資力規定におきかえられた。(15, p. 317, 訳354-5ページ)

今日、自由、多角、無差別という国際経済関係の基本理念を字義通りに適

用すれば、そして純粹に合理的見地から判断すれば、以上の行論で論述した国際問題に関するケインズの1940年代の見解が、「自由の無視」として不賛成の立場をとる人も多いであろう。たしかに『一般理論』そのものは開放経済面の分析を省略しているし、本来、そこでの彼の当面の関心はイギリス（あるいは大英帝国）経済であった。しかし、以上の行論で見たように、1930年代における国民自己充足論や1940年代になされた彼の国際経済秩序のための諸提案は、その手段は異なるにせよ、その目的と理念において首尾一貫した主張をわれわれは理解することができる。それらは、伝統的な国際経済秩序に個有の障害を除去し、異なる歴史状況に対応して、価値ある経済的・社会的諸目標の実現に向けてこれらの諸制度を再編成するために構想されたものである。とりわけ、アメリカ経済に対してさまざまな古い伝統的な桎梏の下で閉塞状態にあった当時のイギリス経済の土台を建て直すためにこそ、国際経済システムの中に統合された国内経済政策を成功裡に推進しうる国際経済秩序の確立が、グローバルな視野から不可欠だとケインズは意図したのである。

（注1）1944年12月30日付カレツキ宛手紙でケインズは恒久的な輸入統制の重要性を強調している。明白な誤解を解くために、彼は「申し立てられているように、私がもし「……外国貿易に対する直接統制なしに……国内完全雇用を維持するのに必要な条件を確保する」と述べたとしたら、私は気が狂っていたにちがいない」と述べている。（17, pp. 381-83）

（注2）ブレトン・ウッズ協定締結後の1944年8月になってから、国際通貨基金協定の第8条第2項の解釈を中心にケインズとロバートソンのあいだで長い間論争が行われた。これについては次章で詳しく論じられる。また、1942年10月以降、ブレトン・ウッズ会議にカナダ政府代表として参加し、その後、外国為替審議会（代理）議長を勤めたL. ラスミンスキー氏は、ブレトン・ウッズ交渉における国際政治上の争点として、以下の5点を挙げている。①為替安定化のための行動規範—ケインズの清算同盟案対アメリカの国際安定基金案、②為替制限の阻止と通貨の交換性維持の義務、③国際収支赤字国支援のための金融援助、④過渡期の取り決め、⑤加盟国の義務。またラスミンスキーは、カナダがケインズ案を採用しなかった主な理由が、この案は当初から具体的実現の可能性が乏しいと判断したからだという（21）。

IV. 多角決済制度と国際通貨基金協定条文^(註1)

1. 通貨の交換性をめぐる英米論争

よく知られる通り、IMFの2大基本目的は、多角決済制度の確立と自由貿

易体制の推進、すなわち外国為替制限の撤廃である。いいかえれば、第一に、加盟国間の経常国際取引に関して、支払いおよび資金移動（トランスファー）の多角的システムを確立することである。第二に、世界貿易の成長をゆがめる外国為替制限の廃止を求めることである。これらを具体的に規定する IMF 協定条文のうち、とくに核心となる条文は、第 8 条第 2 項(a)と第 8 条第 4 項であり、これらをいかにして整合的に解釈すべきかをめぐり、英米間、およびケインズとロバートソンとの間で長い間、論争が交わされることになった。

その経緯はおよそ以下の通りである。

ブレトン・ウッズ会議の全体会議は1944年 7 月22日に開催され、そこで協定条文が承認されたが、ケインズはこの会議には出席せず、オットワに向けて去り、7 月26日に到着した。中心メンバーとして会議に出席したイギリス大蔵省（のちにケンブリッジ大学政治経済学教授）の D.H. ロバートソンは、1944年 7 月31日付で覚書をケインズに郵送した。ブレトン・ウッズの交渉とこの条文の起草に関係したロバートソンの役割については『ケインズ全集』第26巻から周知の通りだが、前述の条文が問題になったのちは、彼とアメリカ財務省のエドワード・M・バーンスタインが直接、この論争に係わった。とくにケインズとロバートソンのあいだには、この条文の解釈をめぐる意見の鋭い対立が長くつづいた^(註2)。

問題の条文は以下の通りである。

第 8 条 加盟国の一般義務

第 2 項 経常的支払に対する制限の回避

(a) 第 7 条第 3 項(b)及び第14条第 2 項の規定を留保して、加盟国は、基金の承認なしに経常的国際取引のための支払及び資金移動に制限を課してはならない。

(b) 加盟国通貨に関する為替契約で、この協定に合致して存続され、又は設定される加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いずれの加盟国の領域においても強制力をもたない。更に、加盟国は、相互の合意により、相互のいずれの為替管理に関する規制を一層効果的にするための措置についても協力することができる。但し、この措置及び規制は、この

協定に合致しなければならない。

第3項 差別的通貨措置の回避

（本文省略）

第4項 外国保有残高の交換可能性

(a) 各加盟国は、他の加盟国が買入れを要請するに当たって次のいずれかの事実を示すときは、その国が保有する自国通貨の残高を買入れなければならない。

(i) 買入れられる残高が經常取引の結果最近において取得されたこと。

(iii) その交換が經常取引のための支払をするのに必要であること。

買入れる加盟国は、要請した加盟国の通貨又は金のいずれで支払うかを選択する権利を有する。

(b) 前記の(a)の義務は、次の場合には適用しない。

(i) その残高の交換可能性が本条第2項又は第6条第3項に合致して制限されている場合

(ii) 第14条第2項に基いて存続され、又は設定された制限を加盟国が撤廃する前に行われた取引の結果その残高が生じている場合

(iii) その残高が買入れを要請された加盟国の為替に関する規則に違反して取得されている場合

(iv) 買入れを要請する加盟国の通貨が第7条第3項(a)に基いて不足であると宣告されている場合

(v) 買入れを要請された加盟国が何らかの理由によって自国通貨で他の加盟国の通貨を基金から買入れる資格を失っている場合

また、戦後の過渡期にあっては、第8条で規定された加盟国の一般的義務を直ちに適用することが困難な国または場合があると予想されるため、例外規定が設けられ、各加盟国は基金に通告のうえ、經常為替取引に関する制限を継続し、かつ事情の変化に応じてこれを改訂することが許される旨、第14条で規定された。この規定を援用して為替管理を行っている国をIMF 14条国という。これに対し、第8条の義務を完全に履行している国をIMF 8条国という。参考までに第14条の条文は以下の通り。

第14条 過渡期

第1項 序言

基金は、救済もしくは復興のための便宜を与え、又は戦争から生じた国際的債務を処理することを目的とするものではない。

第2項 為替制限

戦後の過渡期には、この協定の他の条文の規定にかかわらず、經常的国際取引のための支払及びの資金移動に対する制限を存続し、及び変化する状況に適応させること（領域を敵国に占領されている加盟国の場合には、必要なとき設定すること）ができる。この場合において、加盟国は、その外国為替政策について基金の目的を常に尊重しなければならない。また、事情の許す限りすみやかに、国際支払及び為替安定の維持を容易にするような通商上及び金融上の取極を他の加盟国と締結するため、すべての可能な措置をとらなければならない。特に、加盟国は、本項に基いて存続し、又は設定した制限がなくても、基金の資金の利用を過度に行わないような方法で支払残高を決済することができると認めたときはその制限を直ちに撤廃しなければならない。

第1の問題点は、第8条の一般的義務と第14条の過渡期規定との関係である。第8条第2項(a)では、加盟国義務が過渡期の規定（第14条第2項）を自ら適用できる期間の停止後についての義務を示すものであった。ロバートソンは、第8条第2項(a)を、「主要な、そして他のものに優先する義務」と理解した。（16, p. 114, 訳142ページ, 1944年7月31日付, ロバートソンからケインズ宛「国際通貨基金に関する覚書」）たとえば、「アメリカやカナダ側がイギリス向けの各々の輸出代金は、そのインボイスがスターリング建てにせよ、当該輸出国通貨建てにせよ、原産国へ送金できるという約束の履行を信頼するのは、明らかにこの条項があるから」だと理解した。（Ibid.）これにつづけてロバートソンはこの条項の義務について特に注目すべき点として3点を指摘した。①基金の承認を得れば、この義務は停止することができるが、当該関係国一右の例ではイギリスが基金に対する売り渡し請求権を使い果たさずに保有していることを条件とするものではないこと。②送金する代金は、

最近行われた商品の輸出すなわち「経常取引」により生じたものであることを要するが、送金を必要とする目的については制限を付していない。③輸出業者は最近の輸出代金を資金移動するとき、自国の通貨のみを入手できる保証はあるが、他の国の通貨を入手できる保証はない。

また、ロバートソンは、第8条第4項について特に次の3点に注目した。この条項は、同条第2項(a)よりもある面で広い規定であるとともに、他の面では狭い内容である。①第4項に基づく基金に対する売り渡し請求権は加盟国の金融当局に限定されていること。②交換性義務を負う加盟国が「一時的又は恒久的に」基金に対する売り渡し請求権を使い果たしたときは交換義務は消滅する。③自国通貨を買い戻す義務は、最近の経常的国際取引の代金に限らず、経常的国際取引の支払をするのに必要なものであれば、過去に行われた取引から得られた残高にまで拡張される。

さらに、ロバートソンは、第8条第4項(a)(i)に基づいて、加盟国が基金の資金を利用できないとき、その通貨の残高を交換すべき義務を加盟国が免除されるという点についても懐疑的であった。なぜなら交換性義務は、第8条第2項(a)の主要義務の中に暗示的に含まれており、第8条第4項はあくまで補促的義務であり、それには含まれていないからである。つまり、前者に基づく加盟国の義務は、加盟国が基金の資金を利用できるという後者の規定の限定を受けないからである。(5, p. 3) この点にロバートソンとケインズとの決定的な解釈の相違があった。イギリスが、よしんば基金の資金を利用できないとしても、また、第8条第4項に基づいてスターリング残高を必ずしも交換しなくとも、第8条第2項(a)に基いてスターリングの交換を必ず保証しなければならないのであろうか。

（注1）この章の論述は、ジョセフ・ゴールド論文（5）に大きく負っている。また、IMF 協定条文の原文及び邦語訳については、25（同巻29-80ページ）、また、この条文抜粋部分の邦語訳については、16, pp. 402-9, 訳505-15ページを参照した。

（注2）2人の間の鋭い見解の相違にもかかわらず、ケインズはロバートソンがブレトン・ウッズで果たした役割と献身的努力を賞賛している。「われわれのチームの人びとはみな、立派に力を合わせて働いてきました。もしもだれかを取り立てて選ぶとすれば、デニス〔ロバートソン〕を挙げなければならないと思います。彼の助力は絶対に欠くことのできぬものでした。彼だけがあらゆる細目にいたるまでしっかりと理解して、それ

らについてパーンスタイン（同氏はデニスを絶賛しています）と渡り合うに足りる、知的な鋭さと忍耐力とねばり強い性格をもっていました。そのため、私はしばしば他の事に専念していても、彼の関係するところについては全く安心していることができました。」（1944年7月22日付、ケインズからサー・リチャード・ホブキンズ宛書信、16, p. 109, 訳136ページ）

2. ケインズ対ロバートソン

ケインズはオッタワから、1944年8月9日付ロバートソン宛書信で、「金融外交という不毛の原野、荒廃した土地を逃れて、なにか面白いことに気分を転換しようとして、われわれは無聊をかこっていたのですが、お蔭様で一日を活かすことができました。」とロバートソンからの覚書に返事を書いた。彼は、ロバートソンが、基本的な問題について条文を誤解していると述べた。すなわち、ケインズは第8条第2項(a)が交換可能性義務を創造していないとつよく主張した。彼は、この条項のどこに、残高保有者の通貨—他の通貨ではない—と交換すべき義務が含まれているのかと質問した。この点について、その後一般にはイギリスの専門家は、この条項が交換性義務を創造した規定と見なしロバートソンもこの見解をとっていた。前述のように、ロバートソンは、この条文を輸出業者の国の通貨で支払うものと解釈したが、ケインズは、異なる解釈をしていた。つまり、輸出業者自身の国の通貨で輸入業者に支払う義務はまったくないと考えた。いいかえれば、最近の経常的取引で取得した非居住者のスターリング保有者は、為替取引に伴う一定のマージンの枠内で、別の通貨と交換して彼の国の中央銀行または民間業者のいずれかとの間で、それを処分する自由があるべきだと解釈した。しかし、その通貨の発行者は、彼の希望する通貨を彼に与える義務はない、ということであった。それゆえ、ケインズは、第8条第4項のみが兌換義務を規定していると考えた。中央銀行は他のすべての加盟国との交換を維持するために、すべての事情のもとで為替市場に継続的に介入する義務があるとケインズは考えた。彼の説によれば、非居住者のスターリング残高保有者は自分自身の属する中央銀行を通じてのみ、イギリスの為替管理に対する権利と同様にそれを処分できるということであった。それは、彼が欲する通貨と引換えに彼から当該残高を買い入れる権利はあるが、義務はない、ということである。つまり、加

盟国の唯一の義務は、第8条第4項の規定に従う別の中央銀行から当該通貨を買い入れることであった^(註1)。

ケインズは、1944年8月14日付ロバートソン宛の書信で、自分の見解の基礎にある想定をはっきりと示した。ケインズの考えでは、アメリカ側は、中央銀行が民間為替市場を支持しようと欲しているのかどうか、あるいは又、中央銀行に為替取引を集中しようと欲しているのかどうかについて、いつも考えがかなり混乱していた、と思われた。彼は、前者のとらえ方はそもそも基金の基本理念と相容れない「単なる保護主義」であると見なした。（16, p. 123, 訳154ページ）後者の捉え方のみが基金の仕組みの意味を正しくとらえている、と彼は考えた。

これに応じて、ロバートソンは、1944年8月29日付の手紙で、第8条第2項(a)と同第4項が成立したブレトン・ウッズでの歴史的経過を説明しながら自分の考えを擁護した。もともとこの2項は別個の草案を一つの条項に整めたものであり、アメリカ側は、第8条第2項(a)を制限するものは何もないことを明示するために、第8条第4項の中にその旨の文言を挿入するよう提案したが、ロバートソンは、これに反対し、イギリス代表は、このことを、第7条第3項(b)〔稀少通貨条項〕および第14条第2項〔過渡期条項〕と共に第8条第4項に従うことにより、第8条第2項(a)に基づく加盟国の義務を限定するよう提案した。（Ibid., Pp. 124-25, 訳156-7ページ）

イギリスの提案は、第8条第4項(b)(v)に関係していると想定される。一方アメリカとカナダ案は、第8条第4項にはまったく利害関係をもたないと想定される^(註2)。なぜなら、アメリカは、すべての為替取引を集中化することを提案しておらず、また、正常的にはアメリカの貿易業者はアメリカ・ドルで支払を受けているから、この条項に関心をもっていなかったし、一方カナダは、交換を請求することなしに準備の中にそれらを留保することで満足した。したがって、これら2国は、一層広い可能性をもつ交換可能性が彼らの利益になると考えた。一方、ケインズが第8条第4項(b)(v)の削除に抵抗していたことをロバートソンは知っており、また、アメリカとカナダの代表がその後、第8条第4項を修正する提案を撤回したので、第8条第2項(a)が第8条第4項(b)(v)への関連性によって限定されるべきでないという見解を提案した。イ

ギリス大蔵省のイーディーを通じてロバートソンによって彼に説明されたとき、ケインズは、この妥協案を受け入れた。ロバートソンはこう述べている。「そのとき私は——明らかにまちがって——次のように感じたのです。すなわち、われわれは共同声明を基本としてこれを遵守すべきこと、および、全体をできるだけ明瞭な方法で初めから書き改める自由はないという事実に鑑みて全体の状況はあらゆる人びとにとって、このうえもなく明らかであり、満足のゆくものであると感じたものであります。」(Ibid., pp. 124-25, 訳156ページ)

ロバートソンは、ある簡単な文章で、彼がなぜ第8条第2項(a)に関するケインズの狭い見方に賛成できないかの理由を要約している「第8条第2項に基づき、政府が引き続き為替取引を独占することを(私はわれわれが提案するものつつねに理解していたとおり)提案する加盟国が負うべき義務について、あなたのように狭い見解をとることは、遺憾ながら私には不可能であると思います。」(Ibid., p. 126, 訳158ページ)^(註3)

ケインズは、イギリス代表団のメンバーに配布した1944年9月17日付の書面で、議論の結末を要約した。その中で彼は、「現在、資金の便宜供与は、偉大なるゼロ・デー以後には許可されない差別的輸入ライセンスのシステムのもとで与えられており、それにより、われわれは、アメリカ人がスターリングを入手するのを、まず第一番に防止することができます。」(Ibid., p. 136, 訳172ページ) 彼は、このシステムは、スターリングが交換できなくなると認められなくなるだろうと考えた。この意味では、ロバートソンは、この条文について、ケインズよりもはるかに重い負担の義務を支持していたことになる。(5, p. 5) 要するに、この条文における「為替統制」とは、資金移動を行おうと欲するアメリカ人、及び支払をしようとする居住者にドルを提供する必要がある、ということの意味した。この条文は、加盟国がその為替管理システムを選択することを認めたが、代金を送金するための同様の自由は、双方が為替売買を集中するか、または全く集中しないか、あるいは一方が集中し、他方が集中しないか、いずれかが加盟国間で一般に行われていなければならない。

この論争で初めて、居住者による「支払い」および彼らの経常取引のため

の外国為替のアヴェイラビリティについて言及された。この段階では論争は、あたかもそれが非居住者による受け取りの「資金移動」だけに関係しているかのように行われてきた。

（注1）このケインズ解釈は、2つの点で問題があったとゴールドは述べている。第一にケインズは、加盟国の民間人に対する義務が、かれらの經常取引を妨げないことと、為替率の一定マージンをこえる場合のかれらの為替取引を禁止することに限られると解釈した。しかし、この条文に基づくすべての権利および義務は、加盟国間または加盟国と基金との間に生ずるものであり、民間人の権利は規定されていない。第二に、第8条第4項のみが兌換義務を創造しているというケインズの解釈が妥当しない理由をゴールドは次のように説明している。——加盟国の交換可能通貨保有高を定義した第9条(d)、および第14条第3項に基づく過渡期規定を利用しない加盟国とは「第8条第2項、第3項及び第4項の義務を受諾する用意がある」と基金に通知しない加盟国を意味した。それゆえ、ケインズ説と異なり、第8条第2項(a)を含めたすべて同条3つの規定の義務は、兌換義務規定であった。（5, p. 4）

（注2）カナダ代表ラスミンスキーは、第8条第4項(b) (v)〔免責条項〕をはげしく攻撃し、この条項の削除を要求した。（16, p. 124, 訳156ページ）

（注3）ロバートソンは、この文章に続けて次のように述べた。「かかる制度のもとでは、アメリカ人が貿易や金融取引の結果、スターリングを所有することになっても、ロンドンの自由市場に出向いて、ドルを買うことができない。なぜなら、もともと自由市場が存在しないからである。政府による独占が、事実上は、このような支払いと資本の移動を妨げないように運営されるのでなければ、すなわち、為替管理局が、このような支払いや資金移動を行おうとするいかなる人……に対しても、いつでもスターリングに代えてドルを引き渡すのでなければ、政府独占の存在そのものが、アメリカに対する「經常的国際取引のための支払いと資金移動に対する制限」を構成することになります。……アメリカに対して与えてきた資金的便宜を、スターリングが最終的に完全交換性を宣言する偉大な日、ゼロ・デーにおいて、これを取り止めるべき権限をわれわれが主張することは、とても考えられないことと思われます。」（Ibid.,）

3. 論争の拡大

1944年9月7日付でケインズが大蔵省に、また同時にブレトン・ウッズの英国代表団に提出した覚書において、彼は、第8条の2つの条項に関する彼の解釈を繰り返し主張した。そして、もしもロバートソンの解釈が正しいとしたら、大蔵大臣は提案された条文を下院の審議にかけるべきでないと彼は述べた。また、彼はホワイトに個人的に手紙を書いて真意を伝えたいとも示

唆した。

その後彼は同年9月20日、大蔵大臣秘書官 T. バトモア宛に手紙を送り条文についての疑問点について指摘した。その結果、翌日大蔵大臣と二度彼は会合をもった。議論は結局第8条第2項に集中した。そしてケインズは、アメリカのホワイトおよびバーンスタインとこの問題ならびに為替維持の義務につき、ワシントンにおける第二段階の討議の間に、折衝するよう命じられた。アメリカへの航海中、ケインズはホワイトへの手紙を準備した。

1944年10月6日付ホワイト宛手紙で、ケインズは解釈上の2つの問題を示した。第1の問題は、第4条第4項(b)^(a1)にかかわる問題であり、この小項目の第二番目の条文に基いて義務を免除される立場にない加盟国は、定められた限度外における取引はこれを非合法とする権限を与えられているが、ある批評家たち（ポール・アインチッヒ）は、これは経常支払いに対する制限の撤廃に関する第8条第2項(a)と矛盾するものだと言っている。これは、起草に手落ちがあるのだから、第8条第2項(a)の末尾に「第4条第3項に基づき認められる限度内において」という文言を付加することによって、この矛盾は解消されると、ケインズは述べた。

第二の問題は、もっと重大である、とケインズは書いた。ここで彼は第8条の2つの条項に基づく交換性について彼の見解を提示した。すなわち、彼によれば、第8条第2項(a)は交換性とはなんら関係なく、国内での残高を封鎖することを禁止することだけに限られており、「支払いと資金移動」という語句はもっぱら国内取引にのみ関係のあるイギリスの為替管理規定から引きつがれた専門用語にすぎない。要するに交換性の義務はこの条項ではなく、第8条第4項においてのみ係わりをもち、これは中央銀行相互間の義務としてあらわれると彼は主張した。しかし、この条項のもう一つの解釈によれば、この結論は「不当に単純化しすぎたもの」であると考えられると述べたあと、ケインズは、「公的な為替管理によりすべての外国為替取引を独占するのでなければ、資本取引の有効な管理をうまく維持してゆくことはできない。このような独占は、第8条第2項(a)にいう意味での「制限」である。しかもその場合においてさえ、厳格な解釈では、その独占が規定にかなったものであるかどうかは明らかでない」と述べている。(Ibid., p. 143-5, 訳180-81ページ)

ジ)

いずれにせよ、このようなジレンマは作業を急ぐ必要から生じた起案上の不注意によるものであることが認められれば、第8条第2項(a)を次のように書き改めるよう、ケインズは提案した。すなわち、「(a) 各加盟国は基金の承認なくして経常的国際取引から生じる国内的支払及び資金の移動に対し制限を課してはならず、また後の第8条第4項に基づく外国保有残高の交換性の義務と相容れない、もしくはそれを無効とするような外国為替取引への制限を課してはならない。」(Ibid., p. 145, 訳183ページ)

一方、ホワイトは、ケインズによれば、ブレトン・ウッズにおいて、ケインズの見解をバーンスタインほどには重要視しなかったし、また第8条第2項(a)のケインズ解釈に同意したとの報告もしなかった。

ケインズはやがて、ロンドンに帰ると直ちにその結果を12月29日付覚書で報告した。この覚書で彼は、問題の諸側面を、加盟国による自由の確保の問題すなわち政治問題と考えた。とくにイギリスはスターリングの為替平価を変更する自由が不当に制限されないことを保証するために、彼は力を盡した。同様に彼は、イギリスが交換性を制限するために緊急時における自由裁量権を保持できるよう努力した。彼は第8条第4項(b)に含まれている第8条第4項(a)の制限に自由裁量の保証を見た。とりわけ第4項(b)は、加盟国が金準備を使い果したのちにそれをどの程度まで引き下げるか、基金の同意を得る必要なしに基金の資力を使用する権利を奪われるかを決定する自由裁量を加盟国に与えたものと解釈した。「われわれの金準備がさらに減少するのに対し、どの点で停止の命令を下すべきかを決定する自由裁量権は、われわれ自身これを保持すべきであるということを、合理的であり不可欠であるとするのは、実に政治と戦争の条理によるものであると私は主張した。」(Ibid., p. 150, 訳189ページ)

ケインズは、イギリスが困難に直面したさい、為替の切下げよりも自由交換性停止の方をはるかに多く願うであろうと考えられるから、この問題は実際上重要でないとして棄却することはできないと考えた。これに加えて、大蔵大臣がもしもこのことにつき下院で説明を行うことになり、「ブレトン・ウッズにおけるわれわれの代表者たちが第8条第2項(a)において、第8条第4項

(b)における免責条項に対する必要な相互引照に遺漏があったことに十分に気付いていなかったため、第8条第4項(b)に基づく明らかな免責条項は全くのいつわりとなってしまっていることを告げなければならないとすれば、大蔵大臣はまずい立場に立たされることになるでしょう。大蔵大臣は、第8条第2項(a)において第8条第4項(b)(v)に言及すべき点に手ぬかりがあったことを、どのようにすればうまく弁明できるか、私にはわかりません」と述べた。(Ibid., p. 151, 訳190ページ)

この覚書でケインズは、法的解釈の問題にふれている。彼の第1の法律上の主張点は、第8条第2項(a)の文言は、加盟国に対し経常的国際取引に必要な外国為替を提供する積極的な義務は課していないかった。せいぜいこの規定は、一定額の外国為替取得の介入を禁じているのみである。しかし、彼は外国為替取引の集中化は「制限」に当たることを認めた。

第2の彼の論点は、第8条第2項(a)と第8条第4項(b)(v)とが対立関係にあるという点で、法律家はこの矛盾を回避する解釈に賛成するだろうと彼は考えた。

ケインズは再草案が彼自身の努力により、かなり改善されたことを認め、若干の用語の変更を提案した。すなわち、第8条第2項(a)の冒頭の文章を次のように変更するよう指摘した。——「第7条第3項(b)及び第14条第2項の規定を留保し、又は第8条第4項(b)(iii)又は(v)の場合を除き……」(Ibid., p. 153, 訳193ページ)

1944年12月29日の覚書は、ケインズ説に従って大蔵大臣が問題の歴史、分析および解釈を説明する手紙をアメリカの財務長官モーゲンソー氏に書くようにとの提案で締めくくられた。一方、イギリスの大蔵大臣は、1945年1月10日、この覚書に関する会議を招集した。ケインズはこの会議に出席して、12月29日の彼の覚書と議会の状況につき議論した。一方、内閣は、主として第7条の他の点について閣内の意見が引き続き不統一のままであったため、この問題はアメリカ国会での決議が済むまで、下院において議論しないよう決定した^(註2)。

4. ケインズ対ロバートソン — 第2ラウンド —

ロバートソンは、1944年12月29日のケインズの覚書のコピーを受け取り（彼はケンブリッジに戻り政治経済学教授に就任していた）、大略、次のような意見を述べた。ロバートソンは、ケインズが指摘した矛盾に注目した。一方で彼は、外国為替取引の集中が、自由な為替市場での収益を示唆した第8条第2項(a)に基づく制限となるというケインズの結論を承認した。また、1945年2月12日ケインズに手紙を送り、バーンスタイン＝ロバートソン見解が、国際通貨基金システムを機能させるためには必要であり、特にイギリスにとって有益であるとの意見を述べた。イギリスの輸出は広い領域に及ぶ国々にスターリングで送金されていたので、貿易相手国は多額のスターリング残高を保有していた。一方、イギリスはこれらの諸国の通貨残高を保有していなかった。第8条第4項(a)は、唯一の交換性義務を定めたものであり、第8条第2項(a)はある形では民間貿易業者がその輸出と引換えに支払いをなすことを保証する義務を課さないならば、その支払いのための手段として、イギリスはほとんど利益をうけない。もしも第8条第2項(a)が個々人々の交換性義務を順守するならば、それは第8条第4項(b)(v)と同様の制限に従うべきかどうかという問題が残ることを、ロバートソンは認めた。

これに対し、ケインズは、1945年2月14日付手紙で、ロバートソンの主張には大きな力があると返事した。第8条第2項(a)をロバートソンのように解釈することには賛成だが、そのようにテキストを読むことはできないと答えた。

ロバートソンは2月17日ケインズに返事を書いて、すべての義務が加盟国間又は加盟国と基金との間で適用するものと考えるという見解を改めて述べた^(註3)。

（注1）「第4条、通貨の平価、第4項、為替の安定に関する義務 (b)各加盟国は、この協定に合致する適当な方法によって、自国の領域内では自国通貨と他の加盟国の通貨との間の為替取引が本条第3項に基いて定められる限度内においてのみ行われるようにすることを約束する。加盟国の通貨当局が国際取引の決済のために本条第2項に基いて基金の定める限度内において事実上自由に金を売買しているときには、その加盟国は、この約束を履行しているものとみなす。」

（注2）1月10日の会合で、未解決の問題点に関するモーゲンソー氏宛の手紙の草稿をケインズが準備することが定められた。ケインズはかなり厳しい表現で、適当な時期に

イギリスの見解に基づいて問題を解決するよう英米間の承認を提案した内容に手紙の草稿を準備した。この草稿と付属書類は、16, pp. 156-59, 訳196-200ページに収められている。

(注3) ケインズはさらに自らの手紙の草稿を J.E. ミードとロビンズ教授に送ると共にその他のイングランド銀行幹部および大蔵省高官にも送った。サー・ウィルフレッド・イーディーとロビンズ教授は、ケインズにこれらの困難が起きた原因につき、より多くの情報を提供している。(Ibid., p. 168-173, 訳213-22ページ)

一方、ケインズは、大蔵大臣サー・ジョン・アンダーソンの署名を得て、モーゲンソー宛の手紙を1945年2月1日付で送った。これに対し、モーゲンソーは、1945年6月8日、英国大蔵大臣宛に返書を送った。(Ibid., pp. 183-84, 訳233-35ページ)

5. 残された争点

「片やアメリカ側ならびにロバートソン」「こなた、ケインズならびにその支持者」という見解の対立点を抽出することは可能であろうか。イギリス国内における論争、英米間の激しい論争の末に残った争点について、本稿では取り敢えず、ゴールドに従って以下のように要約しておくことにする。(5, p. 12)

(1) 残された一つの相違点は、すべての外国為替取引を集中化することを選んだ加盟国が第8条第2項(a)によって、最近の経常的国際取引において取得した自国通貨残高と引換えに外国通貨をオファーすることを義務づけられるかどうかという点であった。ケインズは、加盟国がその通貨を、第8条第4項に基づき、他の加盟国のために交換する目的から、基金の資金を使用することができようか否とに関係なく、この義務まったくない、という見解をとる。一方、ロバートソンとアメリカ側は、加盟国が、すべての外国為替取引を集中化するならば、このような義務は存在するという意見である。かりに加盟国がすべての資金を保有できる為替市場を許可すれば、加盟国には外国為替を提供する義務はまったくないという点については、両陣営共に同意している。

ケインズは、マージンの枠外の為替取引は不法だと宣言することによって、加盟国が、この義務を履行すれば十分だと考えた。一方、ロバートソンは、この規定の効力については懐疑的であった。もしもその義務が、こういう形で順守されえないならば、加盟国は、為替市場においてその通貨を支持せねばならない。

(2) 論争の多くは、「最近における経常的国際取引」代金の非居住者による交換可能性に集中した。しかし、時には次の論点も議論の対象となった。

(a) 代金を資金移動する代わりに、他の経常的国際取引代金の使用、または、(b) 居住者が経常的国際取引のための支払いをなしうるように、居住者自身の通貨と引換えに、外国通貨を取得する能力について、加盟国は(a)を妨害してはならないという意見で参加者全員が一致した。

(b)については、モーゲンソーからの手紙は沈黙していた。おそらく、すべての参加者は、もしも加盟国がすべての外国為替取引を集中しないならば、加盟国は外国為替を提供すべき第8条第2項(a)に基づく義務を負わないが、同時に加盟国は、為替相場に関してはその義務を順守しなければならない、という見解に同意したであろう。ロバートソンは、もしも加盟国が、すべての外国為替取引を集中するならば、居住者が経常的国際取引のための支払いをなすのに必要な外国為替を居住者に提供する義務を加盟国が負う、という意見であった。一方、ケインズは、このような義務が第8条2項(a)から判読できることを否定しているように思われる^(注)。[未完]

(注) 本文で論じたIMF協定の条項をめぐる論争は、とくに当時の英米間の特殊な関係を背景にして、きわめて微妙で深刻な利害関係——特に英国側では一種の危機感——を反映している。こうした特殊な関係および、米ドルや英スターリングという基軸的通貨国とは異なり、世界経済から隔絶されていた1946年当時の日本で、ある意味では、相対的または客観的な立場から、成立直後のIMF協定の問題点について、戦前の金本位制ならびに戦間期の双務的支払協定との比較によって論じた貴重な労作として、鬼頭仁三郎教授の論稿(26)を挙げることができる。

参考文献

- [1] Balogh, Thomas, "Keynes and the International Monetary Fund", in A.P. Thirlwall(ed.), *Keynes and International Monetary Relations: The Second Seminar held by the University of Kent at Canterbury*, (London: Macmillan, 1976)
- [2] Crotty, James R., "On Keynes and Capital Flight", *Journal of Economic Literature*, March 1983, PP. 59-65.
- [3] Gardner, R.N., *Sterling-Dollar Diplomacy* (London: Oxford U.P., 1956)
- [4] Gold, Joseph, "Keynes and the Articles of the Fund", *Finance and Development*, September 1981.

- [5] —, *The Multilateral System of Payments ; Keynes, Convertibility and the International Monetary Fund's Articles of Agreement* (Washington, D.C. IMF, 1981)
- [6] Harrod, R.F., *The Life of John Maynard Keynes* (Macmillan, 1951)〔塩野谷九十九訳『ケインズ伝』Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, 東洋経済新報社, 1956年〕
- [7] Horsefield, J. Keith, *The International Monetary Fund 1945—1965* (Washington, D.C. ; IMF, 1969)
- [8] Kahn, R.F., “Historical Origins of the International Monetary Fund”, in A.P. Thirlwall(ed.), *Keynes and International Monetary Relations* (London ; Macmillan, 1976)
- [9] Keynes, J.M., *Collected Writings, Vol. 4, A Tract on Monetary Reform* (Macmillan, 1971)〔中内恒夫訳『貨幣改革論』東洋経済新報社, 1977年〕
- [10] —, Vol. 5, *A Treatise on Money I* (1971)〔小泉 明・長沢惟恭訳『貨幣論Ⅰ』前同, 1979年〕
- [11] —, Vol. 6, *A Treatise on Money II* (1971)〔長沢惟恭訳『貨幣論Ⅱ』前同, 1980年〕
- [12] —, Vol. 7, *The General Theory of Employment, Interest and Money* (1973)〔塩野谷祐一訳『雇用・利子及び貨幣の一般理論』前同, 1980年〕
- [13] —, Vol. 9, *Essays on Persuasion* (1972)〔宮崎義一訳『説得論集』前同, 1981年〕
- [14] —, Vol. 21, *Activities 1931—9 : World Crisis and Policies in Britain and America* (1981)
- [15] —, Vol. 25, *Activities 1940—4 : Shaping the Post-War World ; The Clearing Union* (1980)〔村野孝訳『戦後世界の形成——清算同盟——1940—44年の諸活動』前同, 1992年〕
- [16] —, Vol. 26, *Activities 1941—6 : Shaping the Post-War World ; Bretton Woods and Reparations* (1980)〔石川健一・島村高嘉訳『戦後世界の形成——ブレトン・ウッズと賠償——1941—46年の諸活動』前同, 1988年〕
- [17] —, Vol. 27, *Activities 1940—6 : Shaping the Post-War World ; Employment and Commodities* (1980)
- [18] —, “National Self-Sufficiency,” *The Yale Review*, June 1933, 22 (4), pp. 755—69. In, (14) pp. 233—246.
- [19] Meltzer, Allan, *Keynes's Monetary Theory : A Different Interpretation*. (New York ; Cambridge U.P., 1988)
- [20] Moggridge, D.E., “Keynes and the International Monetary System : 1909—46,” in Cohen J. and G.C. Harcourt, (eds.) *International Monetary Problems and Supply-side Economics* (Macmillan, 1986)
- [21] Rasminsky, Louis, “Planning the Postwar International System”, in Omar

- F. Hamouda and John N. Smith (eds.), *Keynes and Public Policy after Fifty Years, Vol. 1, Economics and Policy* (Edward Elgar, England, 1988)
- [22] Van Dornael, A., *Bretton Woods : Birth of a Monetary System* (Macmillan, 1978)
- [23] Williamson, John, Review of the Collecting Writings of John Maynard Keynes, Vols. xxv and xxvi, in *Economic Journal*, June 1981. pp 541-44.
- [24] —, “Keynes and the international economic order”, in David Worswick and Trevithick(eds.), *Keynes and the Modern World : Proceedings of the Keynes Centenary Conference*, Kings College, Cambridge (Cambridge, 1983)
- [25] 大蔵省理財局, 「ブレトン・ウッズ協定」『調査月報』第35巻, 特別第2号, 1946年10月.
- [26] 鬼頭仁三郎「国際通貨基金の問題点」(前掲〔25〕481-90ページ, 所収)
- [27] 玉井龍象, 「戦時対外金融政策と戦後国際経済秩序——経済政策論における“ケインズ革命”：史的展開（VI）——」(『金沢大学経済学部論集』第11巻第2号, 1991年3月, 所収)
- [28] —, 「ケインズ貨幣政策論の軌跡—1991—1946年——経済政策論における“ケインズ革命”：史的展開（VII）——（前回, 第12巻第1号, 1991年12月, 所収）
- [29] —, 「ケインズ, 計画経済及び国家——経済政策論における“ケインズ革命”：史的展開（VIII）——（『金沢大学経済論集』第29号, 1992年3月, 所収）